

越前市浄化槽維持管理協会 浄化槽管理委託料に関する消費税について

国税庁が進めている本年10月1日以降の消費税の適格請求書（インボイス）保存義務付けに伴い、当協会への管理委託料に関わる消費税について、以下のとおりお知らせします。なお、委託料には浄化槽法11条に基づく検査料も含まれており、この料金に関する消費税は非課税、それ以外の管理委託料は課税対象となっています。また、委託料の請求は1期2か月単位で請求させていただいており、年度途中で契約申込みもしくは契約解消となった場合は別途算定を要しますので、必要な場合はお申し出ください。

なお、当委託料について仕入税額控除の適用を受けるにあたっては、委託申込書、口座引落しの通帳、及び協会からの通知書が必要となりますのでご注意願います。

令和5年11月17日

人槽別	第1期（年度最初の2か月分）委託料				第2～6期 期毎（2か月分）の委託料			年間委託料				
	法11条検査料 （非課税）	管理委託料 （課税対象）	消費税額 【税率10%】	計	管理委託料 （課税対象）	消費税額 【税率10%】	計	法11条検査料 （非課税）	管理委託料 （課税対象）	消費税額 【税率10%】	合計	
5～6人槽	¥5,500	¥713	¥71	¥6,284	¥5,713	¥571	¥6,284	¥5,500	¥29,278	¥2,926	¥37,704	
7～8人槽	¥5,500	¥1,475	¥147	¥7,122	¥6,475	¥647	¥7,122	¥5,500	¥33,850	¥3,382	¥42,732	
9～10人槽	¥5,500	¥2,237	¥223	¥7,960	¥7,237	¥723	¥7,960	¥5,500	¥38,422	¥3,838	¥47,760	
10人槽を 超える人 槽	12人槽	¥7,000	¥2,015	¥201	¥9,216	¥8,379	¥837	¥9,216	¥7,000	¥43,910	¥4,386	¥55,296
	14人槽	¥7,000	¥3,157	¥315	¥10,472	¥9,520	¥952	¥10,472	¥7,000	¥50,757	¥5,075	¥62,832
	18人槽	¥7,000	¥5,440	¥544	¥12,984	¥11,804	¥1,180	¥12,984	¥7,000	¥64,460	¥6,444	¥77,904
	20人槽	¥7,000	¥6,582	¥658	¥14,240	¥12,946	¥1,294	¥14,240	¥7,000	¥71,312	¥7,128	¥85,440
	21人槽	¥12,000	¥2,608	¥260	¥14,868	¥13,517	¥1,351	¥14,868	¥12,000	¥70,193	¥7,015	¥89,208
	25人槽	¥12,000	¥4,891	¥489	¥17,380	¥15,800	¥1,580	¥17,380	¥12,000	¥83,891	¥8,389	¥104,280
	30人槽	¥12,000	¥7,746	¥774	¥20,520	¥18,655	¥1,865	¥20,520	¥12,000	¥101,021	¥10,099	¥123,120
	35人槽	¥12,000	¥10,600	¥1,060	¥23,660	¥21,509	¥2,151	¥23,660	¥12,000	¥118,145	¥11,815	¥141,960
	40人槽	¥12,000	¥13,455	¥1,345	¥26,800	¥24,364	¥2,436	¥26,800	¥12,000	¥135,275	¥13,525	¥160,800
	42人槽	¥12,000	¥14,597	¥1,459	¥28,056	¥25,506	¥2,550	¥28,056	¥12,000	¥142,127	¥14,209	¥168,336
50人槽	¥12,000	¥19,164	¥1,916	¥33,080	¥30,073	¥3,007	¥33,080	¥12,000	¥169,529	¥16,951	¥198,480	

越前市府中一丁目13-7 越前市役所4階上下水道課内

一般社団法人 越前市浄化槽維持管理協会

会長 竹内昭夫

[登録番号 T7210005009629]